

## 2025/26 シーズン 会員規約

### 第1条（総則）

1. この会の名称は、「ノジマステラ神奈川相模原 地域共創パートナー」（以下「本会」とします）。
2. 本会は、株式会社ノジマステラスポーツクラブ（以下「当社」）が運営するノジマステラ神奈川相模原（以下「クラブ」）へのサポートを通じ、サッカーを中心とした地域におけるスポーツ文化の振興及び女子サッカーの普及・発展へ貢献する事を目的とします。

### 第2条（会員）

本会の会員（以下「会員」）は、会員規約（以下「本規約」）を承認の上、入会申込みを完了後、当社が承認した企業・団体等とする。

### 第3条（入会資格）

1. 会員は、当社が承認をした企業・団体等であること。
2. 本会は次の事項のいずれかに該当する場合、入会不可とする。
  - イ) 会員の入会申込書の内容に虚偽の記載があった場合。
  - ロ) 本規約に定める事項、その他の規約について違反した場合。
  - ハ) 暴力団、その他の反社会的勢力である場合。
  - ニ) 当社が不相当と認めた場合。

### 第4条（入会金）

1. 会員は当社が定める方法により会費を収めるものとする。
2. 納められた会費は当社に帰属し、いかなる理由があっても返却できません。

### 第5条（会員資格の期限）

会員資格の有効期限は、会員となった時から2026年6月末日までとする。

### 第6条（会員の途中退会）

会員期限内でも、本規約を解除し退会することができる。ただし、この場合、支払い済みの年会費等について、当社は当該会員に対して返還の義務を一切負わないものとする。

#### 第7条（会員資格の取り消し）

当社は、会員が次のいずれかに該当する場合には、会員資格を取り消すことができる。この場合、会員資格の取り消しを通知した日付で自動的に会員資格を喪失するものとする。

1. 会員が倒産またはそれに準ずる事態、解散、営業停止処分等により事業を停止した場合。
2. 本規約に定める事項、その他の規約について違反した場合。

#### 第8条（エンブレム・ロゴの使用）

会員は当社指定のエンブレム・ロゴをご使用いただけます。使用にあたっては、必ず事前に申請し、当社から許可を得ていただく必要があります。

#### 第9条（応援メッセージの使用）

会員は、「〇〇〇（御社名）は、女子プロサッカークラブノジマステラ神奈川相模原を応援しています」という指定呼称をご使用いただけます。使用にあたっては、必ず事前に申請し、当社から許可を得ていただく必要があります。

#### 第10条（規約の改定）

本規約は予告なく変更することがあります。変更は、ノジマステラ神奈川相模原の公式 HP にてお知らせ致します。

#### 第11条（発効）

本規約は、2025年7月1日より発効いたします。

株式会社ノジマステラスポーツクラブ

〒252-0326

神奈川県相模原市南区新戸 478-1

TEL：046-298-3881/FAX：046-298-3882